

手数料一覧表
 <型式適合認定>

(単位：円 非課税)

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3の規定による)

認定分野	認定等の内容	手数料
建築物	令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(1型式当たり)	
	・床面積の合計が30㎡以内のもの	31,000円
	・床面積の合計が30㎡を超え、100㎡以内のもの	45,000円
	・床面積の合計が100㎡を超え、200㎡以内のもの	62,000円
	・床面積の合計が200㎡を超え、500㎡以内のもの	78,000円
	・床面積の合計が500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	100,000円
	・床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	130,000円
	・床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	340,000円
	・床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	570,000円
	・床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	1,110,000円
換気設備	換気設備(シックハウス対策関連)	50,000円
防火設備等	防火設備	50,000円
	非常用の照明装置	50,000円
	冷却塔設備	50,000円
	避雷設備	50,000円
浄化槽	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽	50,000円
配管設備	給水タンク又は貯水タンク	50,000円
昇降機	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	76,000円
	エスカレーター	76,000円
	乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	76,000円
	エスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	76,000円
遊戯施設	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	76,000円

上表の建築物において、既に型式適合認定を受けた型式を変更する場合は、建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第五号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へに掲げる区分に応じ、各々に定める係数を上表の手数料に乗じた額を当該手数料とする。

変更に係る規定及び手数料の考え方に関しては下表を参照下さい。

区分	変更に係る規定※1	手数料に乗じる係数	備考
イ	(一)	3/5	(一) 構造に関する規定 (二) 防火に関する規定 (三) 一般構造, 建築設備, 遮音, 室内空気質対策に関する規定
ロ	(二)	1/4	
ハ	(三)	1/4	
ニ	(一) + (二)	4/5	
ホ	(一) + (三)	4/5	
へ	(二) + (三)	9/20	

※1 建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第五号の表中の(一), (二), (三)に掲げる規定